

光市建設工事等競争入札心得

光市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、光市財務規則、光市工事請負規則、光市郵便入札に関する試行要領、その他の法令等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

- 1 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱に抵触した場合は、指名停止等処分を行う。
- 3 入札参加者は、設計図書（仕様書）、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書、現場等について疑義があるときは、指定期日までに質問書を提出することができる。
- 4 入札参加者は、次に掲げるところにより、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。ただし、郵便入札の場合は、入札書を郵送した後でも入札を辞退することができる。
 - (1) 入札執行前に入札を辞退するときは、持参、郵送又はファクシミリにより、入札日時までに入札辞退届を入札監理課に提出すること。ただし、ファクシミリによる場合は、到達確認の電話連絡をするものとする。
 - (2) 入札執行中に入札を辞退するときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札の件名及び入札参加者の名称を表記した封筒に入れて入札箱に提出するものとし、他の方法により辞退を申し出た場合は、失格とする。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 6 指名競争入札においては、入札執行前に入札の辞退等により入札参加者が1人になった場合は、入札を執行しない。
- 7 指名競争入札にあつては入札通知を受けた者が、一般競争入札にあつては入札参加資格を有すると認められた者が、指名停止を受けた場合は、入札に参加できない。
- 8 一般競争入札において、入札参加資格確認通知を受けた後、入札日までに経営事項審査の有効期間が切れた場合は、入札に参加することができない。ただし、入札日の前日の17時までに、有効な経営事項審査を提出した場合は、この限りでない。
- 9 入札参加者は、入札書を入札箱に提出するときは、入札の件名及び入札参加者の名称を表記した封筒に入れて提出しなければならない。
- 10 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 11 次の各号のいずれかに該当する入札があつたときは、これを無効とする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者の入札
 - (2) 地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する資格を有しない者の入札
 - (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
 - (4) 郵便等による入札を認めない場合の郵便等による入札
 - (5) 郵便入札において、光市郵便入札に関する試行要領の規定に反する入札

- (6) 入札書の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札
 - (7) 入札書の内容を加除訂正した入札（金額の訂正印による訂正も無効）
 - (8) 記名押印のない入札
 - (9) 委任状の提出のない代理人の入札
 - (10) 委任状を提出した場合において、代理人の氏名押印のない入札
 - (11) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札参加者の代理人となった者の入札
 - (12) 再度の入札において、直前の入札の最低金額以上（歳入の場合は最高金額以下）の金額を入札書に記載した入札
 - (13) 予定価格及び入札書比較価格を事前公表した入札において、公表した入札書比較価格を超える金額を入札書に記載した入札
 - (14) 談合その他入札に関し不正の行為があったと認められる者の入札
 - (15) 入札時に工事費内訳書が提出されていないもの
 - (16) 工事費内訳書に商号又は名称並びに住所及び工事名が確認できないもの
 - (17) 工事費内訳書中の工事価格と入札金額が同一でないもの
 - (18) 工事費内訳書中の必要とする項目に空欄又は0円と記載のあるもの
 - (19) 工事費内訳書中の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
 - (20) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者の入札
- 上記(15)～(19)については建設工事に該当する入札の場合に限る。
- 12 予定価格を入札前に公表しないときの入札回数は、3回までとし、予定価格を入札前に公表するときの入札回数は、1回とする。
 - 13 初度の入札に参加しなかった者及び11に該当する無効となった入札をした者は、再度の入札に参加できない。
 - 14 低入札価格に係る調査基準価格又は最低制限価格を下回る価格で入札した場合の取扱いは、光市低入札価格調査制度に関する取扱要綱又は光市最低制限価格制度に関する取扱要綱によるものとする。
 - (1) 調査基準価格を設定する入札において、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、落札の決定を保留とし、調査のうえ落札者を決定する。
 - (2) 最低制限価格を設定する入札において、最低制限価格を下回った入札者は、当該入札に係るその後の入札に参加できない。
 - 15 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
 - 16 入札辞退届を提出することなく入札を欠席した場合は、失格とし、以後の指名等について考慮することがある。
 - 17 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合（以下「入札参加者の資格制限」という。）、指名停止を受けた場合、又は建設業法による建設業許可及び経営事項審査の有効期間が切れた場合は、契約を締結しない。
 - 18 議会の議決に付すべき契約については、仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が入札参加者の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。
 - 19 入札参加者は、入札後、この心得、設計図書（仕様書）、現場等についての不明を理由として異議の申立てはできない。また、積算内容確認対象工事については、積算内容確認期間終了後、当該積算に係る申立てを行うことはできない。
 - 20 入札執行宣言から入札執行終了宣言までは、私語及び誤解を招くような不審な行為はしてはならない。